

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	4	1	6		④				事業のスケジュール(予定)	④施設の設計・建設が(2ヵ月)になってますが2年の間違いでしょうか。	入札説明書記載のとおり、2ヶ年です。
2	入札説明書	22							別紙3	(2)サービス対価Bの算定方法	「①設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額」のサービス対価Aの金額は、(1)サービス対価Aの算定方法に基づき算定された金額と同額か、(1)サービス対価Aの算定方法に基づき算定された金額を消費税率で割り戻した金額どちらでしょうか。	まず、サービス対価Aの算定にあたっては、入札説明書に示す交付金(税込)の金額を基に税抜きで算定してください。そのうえで、サービス対価Bの金額について、消費税の含まないサービス対価Aを控除して算定してください。様式7-8①において上記算定の式を入れておりますので、参考にしてください。
3	要求水準書	79	8	3						検収補助業務	食材の納品時刻で、米の記載がありません。資料13「米庫には米1t以上、麦100kg程度を保管」とあります。米の納品は、2～3日に1度でしょうか。仮に当日納品だった場合には、納品時間の変更は可能でしょうか。 ※当日納品の場合、給食時間に間に合わないため。	米の納品は、週1回、次週分をまとめて納入します。当日分の当日納品はありません。
4	要求水準書	79	8	3						検収補助業務	食材の納品時刻で、デザート(デザート)の納品時刻が「調理当日7:30～8:30頃」とあります。デザートとは既製品をさしているかと思えます。仮に炊飯のある日に、デザート(デザート)の提供(各学校各クラス仕分け)があった場合、相当数の人員が必要となり、効率的ではありません。そのためデザート(デザート)の納品時刻を前日PM等への変更は可能でしょうか。もしくは、炊飯のないときにしかデザート(デザート)の提供がない等変更は可能でしょうか。	現在、デザート(デザート)は炊飯のある日も提供しています。新センターでは食数も増えることから、前日午後への変更については協議に応じます。なお、前日納品したデザート(デザート)は、デザート用冷蔵庫への保管をお願いします。

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
5	要求水準書								13	資料13 諸室リスト ・割卵室	<p>設備・厨房機器等に割卵機等とありますが、割卵機は特殊な刃で短時間で大量の割卵が可能な反面、手作業での割卵に比べ、割卵毎に卵の状態確認や異物混入確認が難しい点もございます。また割卵機が複雑な構造で使用後の機器の洗浄が複雑なため、洗浄不足が発生すると食中毒リスクが高くなります。</p> <p>割卵機を調達して使用するか、調達しないで手作業で割卵するかは、安全性、作業性、コスト等を勘案して、事業者の最良提案とさせていただきますようお願いいたします。</p>	事業者の提案に委ねます。
6	要求水準書									資料13 諸室リスト ・運転手控室	<p>要求水準書22項にて「衛生面・機能等に支障がなければ施設の構成の変更も可」とあります。</p> <p>運転手控室(専用トイレ含む)は、参考図面において配送回収エリアではなく、事務エリアにあります。</p> <p>運転手控室(専用トイレ含む)は、配送回収エリアに設置せず、衛生面・機能等支障がない調理員休憩室(調理員用トイレ)と兼ねてもよろしいでしょうか。</p>	衛生面・機能等に支障がない場合は、調理員休憩室(調理員用トイレ)と兼ねることは可とします。
7	要求水準書								15	資料15 食器・食缶等 リスト ・バッド缶	<p>バッド缶につきまして、材質:アルミ製とございますので、備考に高断熱性能品、SUS304製とありますが、SUS304製は誤記という認識でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。アルミ製が正です。

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書								15	資料15 食器・食缶等 リスト ・保温食缶(おかず用) ・保温食缶(ご飯用)	各大きさの数量が適宜と記載されており、備考欄に資料12現行の学校別食缶数等リスト(平成29年度)を参照とありますが、開業時(32年度)のリストをご教示ください。 もしくは、大は何人以上、中は何人～何人、小は何人以下の選定で行えばよいかご教示ください。	資料15に示します。
9	要求水準書								15	資料15 食器・食缶等 リスト ・保温食缶(おかず用) ・保温食缶(ご飯用)	提案時の食缶大中小の数量の振り分けから、事業期間中に変更となり、追加の調達が発生した場合、費用負担については市の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、食缶の振り分けは、基本的に市と事業者との協議によるものとし、追加調達がないようにしたいと思います。
10	要求水準書								15	資料15 食器・食缶等 リスト ・保温食缶(おかず用) ・保温食缶(ご飯用)	備考欄に中蓋付とありますが、角型の場合中蓋は基本的に使用しません。 中蓋は必須でしょうか。	保温食缶(おかず用)は汁物用にも使うため中蓋付きとし、保温食缶(ご飯用)は、事業者提案とします。 特に形状を指定しませんが、角型の食缶は、変形して中蓋が取れなくなることが無いようなものとしてください。

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
11	様式集	43								様式8-4(維持管理費内訳書)	下部に「各年度の費用金額が変化する場合は、金額とその理由・考え方の説明書を添付すること。」との記載がありますが、何を想定されていますでしょうか？修繕計画を毎年度変化させる提案は受け入れられますでしょうか？	維持管理費のうち、事業者の支出が毎年度一定とならない費用がある場合（人件費、委託費等）に当該費用の算出の考え方等について記載いただくことを想定しています。修繕計画を毎年度変化させる提案は可です。また、長期修繕計画業務については、様式8-3にて修繕計画の内容等を提出いただくため、様式8-4では内容・算出根拠欄に「様式8-3参照」と記載いただければ、新たな別途説明書の添付は不要です。
12	様式集	9								様式9-10	様式9-8の次が様式9-10と書かれています。様式9-10は間違いで、様式9-9が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式9-9が正です。
13	様式集									様式10-2③(サービス対価B)	サービス購入料Aとなっておりますが、サービス対価Bの間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス対価Bが正です。
14	事業契約書(案)	8	第8条							契約保証金	第1項に「ただし、第5号の場合に…」と記載があり、また第3項に「第4号又は第5号に掲げる…」と記載があることから、第1項には第1号から第5号までの記載があると想定されます。しかし現状、第4号及び第5号の記載がありません。第4号、第5号についてご教示をお願いします。	第8条第1項に記載の「ただし、第5号の場合において、」は「ただし、第3号の場合において、」と事業契約書において修正します。また、第8条第3項については、次のように事業契約書において修正します。「第1項の規定により、事業者が同第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。」

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
15	事業契約書 (案)	8	第8 条							契約保証金	以下の方法で履行保証保険を付保することにより契約保証金は免除となるのでしょうか。ご教授ください。 「事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業若しくは厨房設備企業をして締結させ、当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする質権を市のために設定する方法。」	ご指摘の方法については、認められません。
16	事業契約書	29	46 条	2						第三者による実施	「事業者は、施設供用業務のうち、厨房設備保守管理業務を厨房設備企業に委託し、～市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。」とございますので、本事業の運営企業が厨房設備保守管理業務を受託し、運営企業から厨房設備企業に再委託する場合は、市に事前に通知すれば、このような契約・業務の流れも提案可能との理解でよろしいでしょうか？	厨房設備保守管理業務は厨房設備企業に委託してください。
17	事業契約書 (案)	40	66 条	1	(2)					損害賠償	引渡日以降に解除された場合の損害金が解除年度及び翌年度(2年分)の100分の10となっておりますが、他案件では対象年度は1年分が多いため、解除年度の100分の10に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問回答【第2回】

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
18	事業契約書(案)	58		1	(1)				7	別紙7	9月5日公表の「契約書(案)」に関する質問回答【第1回】NO.4のとおり、建設工事保険の補償額「本施設の再調達金額」は様式7-8①の(A)初期投資費見積書Ⅰ.設計業務、Ⅱ.工事監理業務、Ⅲ.建設業務の合計額であり、Ⅳ.各種備品調達等業務の調理備品は含まれない理解で宜しいでしょうか。また、厨房設備の保険期間については、本事業の工事着工日からではなく、本施設への厨房設備搬入予定日から引渡日までとしても宜しいでしょうか。	建設工事保険における再調達金額については、施設を再度整備可能な価格であるため、建設業務の費用が最低限必要と考えていますが、調理備品等については、事業者の提案とします。  後段について、厨房設備の保険期間は、着工日からとしてください。
19	実施方針	24							4	リスク分担表	実施方針公表時のリスク分担表の「需要の変動リスク」に対する注意書きで、「※4 運営期間を通じて、一定の最低食数に係る委託料を保証する。」とありますが、一定の最低食数は年間何食でしょうか。また、詳細は要求水準書、入札説明書等のどこかに記載がありますでしょうか。	入札説明書別紙3の2(3)②イの提供対象者数の保証をご参照ください。
20	実施方針に関する質問回答書(平成29年7月26日公表分)	15								実施方針等に関する意見回答書No3及び5	平成29年7月26日分の質問回答書15ページのNo.3及びNo.5への回答で「詳細については事業契約書(案)」に示します。」との回答がありました。事業契約書(案)のそれぞれどこへ記載がありますでしょうか。	平成29年7月26日分の質問回答書15ページのNo.3は、施設損傷に関する官民のリスク分担の記載ですが、例えば、事業契約書(案)第54条第2項があたると考えられます。No5は、地中障害物、土壌汚染についてですが、例えば、事業契約書(案)第15条第2項や第4項があたると考えられます。いずれの場合も、個別事象への対応となり、例示した条項に限られるものではありません。